

熊本県情報公開審査会答申の概要  
(平成24年7月30日付け答申第108号)

## 1 事案の概要

H23.1.24 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県知事(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求。

五反バス停・春日寺バス停について、熊本県、熊本市、交通管理者及びバス事業者間での協議調整打合せ・分析審議等の調整会議を開いた各年月日時・場所・役職等氏名出席者名・会議議事録・質疑応答記録等の分かる資料等他4件の請求項目(以下それぞれ「文書1～5」)

H23.1.28 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県知事(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求。

春日池上線の第2工区の「住民も迅速な活動につながる、安全安心な避難路・通学路」の道順の分かる詳細図等他4件の請求項目(以下それぞれ「文書6～10」)

H23.2.4 実施機関 文書1～5は作成又は取得していないとして、不存在による不開示決定(以下「不開示決定1」)。

H23.2.10 実施機関 文書6～10は作成又は取得していないとして、不存在による不開示決定(以下「不開示決定2」)。

H23.4.15 異議申立人 不開示決定1及び2を不服として異議申立て。

H23.5.13 実施機関 熊本県情報公開審査会に諮問(諮問第149号)。

## 2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

不開示決定を取り消して、全面開示を求める。

春日池上線新設工事の事業主は熊本県であり、文書が「不存在」とは思えない。

(2) 実施機関

熊本駅西土地地区画整理事業地内に位置する春日池上線第2工区については、熊本市が施行主体で整備を実施しており、実施機関は施行主体でないため、請求に係る文書を作成又は取得していない。

## 3 審査会の判断

以下の理由により、文書1～10について、実施機関が不存在による不開示決定を行ったことは妥当である。

(1) 文書1、6、7及び8について

春日池上線第2工区の実施主体が熊本市であること及びバス停の設置に関する協議が、バス事業者と道路事業の施行者、交通管理者との間で行われることについては、当審査会における過去の答申(平成23年8月31日付け答申第106号)において既に認定しているとおりであり、本件請求における実施機関のこの点についての説明にも十分な合理性を認めることができる。

しかしながら、当審査会としては、実施機関が第2工区の実施主体でないとして

も、第2工区に関する文書を作成又は取得し、その中に対象文書となるものが存在する可能性がないか確認する必要があると考えたため、実施機関に説明を求めたところ、実施機関が関係機関から取得等する第2工区に関する文書としては、関係機関と合同で開催した事業説明会の資料や県が熊本市に対して支出している負担金に関する文書等があるが、本件開示請求に関連する第2工区に関する文書は、異議申立人に対し、既に本件開示請求と同時に請求された別の請求項目に対して開示した文書及び本件開示請求に関連する異議申立人からの別の開示請求に対して開示した文書（以下「本件関連開示文書」）以外には保有していないということであった。

このため、実施機関に対し、本件関連開示文書の提出を求め、内容を確認したところ、いずれの文書も文書1、6、7及び8に該当するものとは認められなかった。

また、本件関連開示文書には、実施機関が説明するとおり、関係機関との合同説明会の資料や負担金に関する文書等が含まれており、第2工区の実施主体ではないという事情を踏まえると、本件関連開示文書以外に本件開示請求に関連する第2工区に関する文書を保有していないという実施機関の説明に特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

#### (2) 文書2、3、4、5及び9について

これらの請求文書は、いずれも「はく奪しても構わない法的根拠」や「不適法でも構わない根拠」等のもともと存在するとは考えにくいものである。また、この点に関する異議申立人の主張は、これらの請求文書の存在をうかがわせるような具体的な主張ではなく、実施機関がこのような文書は保有していないと説明していることも、これに反する特段の事情も認められず、首肯できると考えられるものである。

#### (3) 文書10について

請求文書の対象をできる限り広く捉えるという考え方に沿って、本件関連開示文書を実際に見分したところでは、このうちの「平成22年12月8日開催の春日池上線事業説明会時における説明資料」（以下「平成22年説明会資料」）は、道路の拡幅も含めた（B）地点での工事の案を検討したものとして、文書10に該当する可能性があるとも考えられるものであった。

しかし、実施機関は、平成22年説明会資料は同地点での右折が困難なことを説明するために作成した資料であり、同地点の工事に関しては、元々、近くに交差点や踏切があることが同地点での右折が困難な理由であるため、拡幅工事を熊本市と協働で実施しない根拠の分かる資料ではなく、文書10には該当しないとしており、この説明には合理性を認めることができる。

なお、平成22年説明会資料は、本件関連開示文書として既に本人に開示されているものであり、本件異議申立てが平成22年説明会資料の開示の後に提起されたものであることからすれば、平成22年説明会資料を改めて開示したとしても、請求の趣旨にかなうものではないと考えられる。

#### (4) の答申について

異議申立人は、意見陳述において、文書1に関連する内容の に対する開示請求についての 情報公開・個人情報保護審議会答申（平成 年 月 日付け情個審答申第 号）で特定された行政文書について言及し、当該文書が開示されれば、当然、県も関与していた、文書不存在ではないということになるはずと

主張している。

そこで、実施機関に提出を求めて当該文書を実際に見分し、内容を確認したところ、文書1に該当するものとは認められなかった。

なお、に対する請求内容と実施機関である熊本県知事に対するそれを比較すると、前者は「関係機関との調整」とされているのに対し、後者は「熊本県、熊本市、交通管理者及びバス事業者間での協議調整」とバス事業者を含む協議である旨が明記されており、請求内容にも差異のあるものであった。

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成23年 5月13日（諮問第149号） 答申日：平成24年 7月30日（答申第108号） 事案名：都市計画道路春日池上線におけるバス停設置に係る資料等の不開示決定（不存在）に関する件（都市計画課分）
--

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が平成23年2月4日及び平成23年2月10日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 平成23年1月24日及び平成23年1月28日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、下記のとおり行政文書の開示請求を行った。

#### 記

都市計画道路春日池上線（以下「春日池上線」という。）におけるバス停設置に係る資料等の開示請求。

- 平成23年1月24日付け請求（以下「本件開示請求1」という。）

五反バス停・春日寺バス停について、熊本県、熊本市、交通管理者及びバス事業者間での協議調整打合せ・分析審議等の調整会議を開いた各年月日時・場所・役職等氏名出席者名・会議議事録・質疑応答記録等の分かる資料等（以下「本件請求文書1」という。）

周辺住民への五反バス停・春日寺バス停の両バス停はく奪による日常生活移動権喪失につながるはく奪行政執行しても、法的根拠の適応性があるから構わないとする法的根拠・適応条例等・先進事例凡例等（以下「本件請求文書2」という。）

公共事業工事執行では、五反バス停・春日寺バス停の両バス停はく奪についてどうでも良い・重点執行行政とは関係ない・不順法不違法にならない等であるとする法的根拠・条例・取扱規定等の分かる資料等（以下「本件請求文書3」という。）

県公共事業工事執行理念等では、熊本駅西地区まちづくり協議会の「まちづくり三原則」を守らなくても県政理念に遵法・順法しているとする法的根拠・凡例等（以下「本件請求文書4」という。）

五反バス停・春日寺バス停をはく奪しても、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」には抵触しないとする法的根拠・優越した法凡例等の分かる資料等（以下「本件請求文書5」という。）

( 2 ) 平成 2 3 年 1 月 2 8 日付け請求 ( 以下「本件開示請求 2 」という。 )

春日池上線の第 2 工区の「住民も迅速な活動につながる、安全安心な避難路・通学路」の道順の分かる詳細図等 ( 以下「本件請求文書 6 」という。 )

バス停変更に伴い、歩行負担増は、どこまでの距離であれば許容範囲とする県政基準があるのか、法的根拠等 ( 以下「本件請求文書 7 」という。 )

他の市町村でもこの様な事例があって県政理念を發揮した凡例があったのか、他の県でもあった事例があったのか、の分かる資料等 ( 以下「本件請求文書 8 」という。 )

( B ) 地点を拡幅して 3 方向からの交差点とせず、バス運行を現行ルートに継続させようとの県政理念を不作為、不遵法のままで良いとする根拠・法的根拠等の分かる資料等 ( 以下「本件請求文書 9 」という。 )

なぜ、「ただ、( B ) 地点の拡幅工事を、熊本市と協働でしようとするのか」の分かる根拠等の資料等 ( 以下「本件請求文書 1 0 」という。 )

2 本件開示請求 1 及び 2 に関して、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、いずれも作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定 ( 以下「本件不開示決定」という。 ) を行った。

なお、本件開示請求 1 及び 2 と同時に請求された、同じ春日池上線に係る 5 件の請求項目については、実施機関は、それぞれ対象となる行政文書を特定した上で、全部開示決定を行っている。

3 平成 2 3 年 4 月 1 5 日、異議申立人は、行政不服審査法 ( 昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号 ) 第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。

4 平成 2 3 年 5 月 1 3 日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

不存在決定を取り消して、開示することを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

#### ( 1 ) 本件開示請求 1 について

春日 ( 北岡 ) 陸橋撤去に伴う工事のため、う回付替え道路の新設工事は誰が施行したのか。このう回付替え道路を通して「バスルートの変更」を決定し、施行したのは誰か。そして、両バス停の保全維持を施行したのは誰か。

県が説明会で、住民の皆様には絶対に迷惑をかけない、工法、期日、生活環境、通行権の維持確保等を説明したことは、だまされる住民が悪いとの意味なのか。

県では、工事施行に際しては、環境配慮チェックリスト等の日常生活環境チェックリストによる環境配慮執行が常識である。何の法的根拠もなく、第2工区は熊本市担当だから県は知らないとは、怠慢不作為と言わざるを得ない。

公共工事は何のために施行されるのか。県民市民の福祉向上・幸せにつながるために血税を使って施行するのが基本理念のはずであり、不存在であり得るはずがない。

参画・協働・情報の共有等は自治の基本理念・自治運営の基本原則であり、知事自身も日頃の言動に反映した理論理念を展開しておられるので、県職員が理解していないとは、とても思えない。何らかの根拠に基づく記述としか思えない。当然、熊本市自治基本条例第36条に則って、県との調整を遵法執行済みのはずである。

何らかの法的根拠の後ろ楯がなければ、周辺住民を巻き込んだの県政理念執行は不可能である。当然作成又は取得していなければならぬ責務である。県民市民への奉仕としての公僕的一端があるはずであり、誠意をもって作成又は取得した資料等を提示交付すべきである。

「ただ不服だけを述べているのではない」との確認・認識していただき、正当な審査審議の答申を期待する。

## (2) 本件開示請求2について

県事業主で設計施工している春日池上線である。第2工区も熊本市に業務委託した工事で、補助金交付金も県の負担であり、熊本市は熊本市自治基本条例第36条を遵守しての施行であるはずのため、情報共有の原則からして、作成又は取得していないとの記述は正当ではない。

熊本市政令指定都市への移行に伴う説明会が幾度も開催されたが、区バスの運行説明内容に、公共交通利用権・過疎地域とは、バス停から居住区域の距離が約300mとの基準を提示している。

熊本市が勝手に基準を定めたとも思われず、上位指導責務の熊本県が知らぬ存ぜぬでは、蒲島県政理念に傷が付くと危惧する。速やかに、関係基準資料等の開示交付をすべきである。

前述のごとく、春日池上線工事は県総括事業主での総工事費約153億円の予算での施行と協定書に明記されており、一部工事事業主は熊本市との明記はどこにもない。協定書・覚書を知らぬ存ぜぬとの蒲島県政理念執行とも思えない。当然やるべき業務執行はなされている

はずなので、開示交付すべき責務がある。

古道踏切りを右折させる工法を喪失させ、不作為を続ける蒲島県政理念とは、とても思えない。春日寺バス停・五反バス停の維持確保による県民市民住民の公共交通機関による移動利用権・住民福祉維持確保等を欠落させて、誰も居住していない地域にバス停を1箇所付け替えて、誰もが利用しづらくしてしまった熊本市市政失政に対し、知らぬ存ぜぬの県政理念が通用するのか。

どうすればできるか、他県の事例・凡例はあるはずとして勤められたと思われる。大都会の繁華街を遮断する鉄軌道への対策が理路整然と整備され、安全安心を担保した交通整理が現存する。第1工区担当とする県事業主は、分析検討審査審議は行われていると確信するので、存在・交付を執行していただきたい。

血税納税者の住民の福祉向上につながる公共工事であるから、住民の足としての公共交通機関の移動権利用権のはく奪防止に寄与できる工法はどうすればできるかを考慮しての他県等の凡例・事例を分析する過程で、添付資料の事例に触れたはずであり、容易に推測できることである。必要としておらずとの不謹慎な記述をする県職員が執行しているとは、とても思えない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

以下の理由により、請求文書を作成又は取得していないため、不存在とした。

##### 1 本件請求文書1について

県は、両バス停が位置する春日池上線第2工区の実施主体ではないため、実施主体である熊本市、交通管理者及びバス事業者が行った協議調整打合せ等には参加しておらず、また関係者から会議録等の資料も入手していない。

##### 2 本件請求文書2、3及び5について

県は、両バス停が位置する春日池上線第2工区の実施主体ではなく、両バス停移設を検討する主体でないことから、請求があった資料を必要としておらず、作成又は取得しなかった。

##### 3 本件請求文書4について

開示請求の前提となった知事への直行便では、熊本駅西地区まちづくり協議会の「まちづくり三原則」を守らなくても県政理念に遵法・順法していること等については、触れていないし、またそのような法的根拠等は作成又は取得していなかった。

##### 4 本件請求文書6について

県は、春日池上線第2工区の実施主体ではなく、請求があった詳細図を

作成する主体ではないことから、詳細図を作成又は取得しなかった。

5 本件請求文書7について

県には、バス停変更に伴う歩行負担増に対する基準はなく、また、第2工区の実施主体ではないことから、バス停位置について検討する必要がなかった。これらのことから、請求のあった法的根拠等を作成又は取得しなかった。

6 本件請求文書8について

県は、春日池上線第2工区の実施主体ではなく、同様の事例の調査をする必要がなかったことから、請求があった資料等を作成又は取得しなかった。

7 本件請求文書9及び10について

第2工区に隣接する第1工区を実施主体として工事を実施する上で、請求があった資料については必要としておらず、作成又は取得しなかった。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求文書1、6、7及び8の不開示（不存在）決定の適否

本件請求文書1、7及び8について実施機関は、春日池上線第2工区の実施主体ではなく、両バス停の移設等を検討する主体ではないことから、第2工区に位置する両バス停に関して、実施主体である熊本市、交通管理者及びバス事業者が行った協議調整打合せ等には参加しておらず、作成又は取得していないとしている。請求文書6についても、第2工区の実施主体でないことから、作成又は取得していないとしている。

春日池上線第2工区の実施主体が熊本市であること及びバス停の設置に関する協議が、バス事業者と道路事業の施行者、交通管理者との間で行われることについては、当審査会における過去の答申（平成23年8月31日付け答申第106号）において既に認定しているとおりであり、本件開示請求1及び2における実施機関のこの点についての説明にも十分な合理性を認めることができる。

しかしながら、当審査会としては、実施機関が第2工区の実施主体でないとしても、第2工区に関する文書を作成又は取得し、その中に対象文書となるものが存在する可能性がないか確認する必要があると考えたため、実施機関に説明を求めたところ、実施機関が関係機関から取得等する第2工区に関する文書としては、関係機関と合同で開催した事業説明会の資料や県が熊本市に対して支出している負担金に関する文書等があるが、本件開示請求1及び2に関連する第2工区に関する文書は、異



議申立人に対し、既に本件開示請求 1 及び 2 と同時に請求された別の請求項目に対して開示した文書及び本件開示請求 1 及び 2 に関連する異議申立人からの別の開示請求に対して開示した文書（以下「本件関連開示文書」という。）以外には保有していないということであった。

このため、実施機関に対し、本件関連開示文書の提出を求め、内容を確認したところ、いずれの文書も本件請求文書 1、6、7 及び 8 に該当するものとは認められなかった。

また、本件関連開示文書には、実施機関が説明するとおり、関係機関との合同説明会の資料や負担金に関する文書等が含まれており、第 2 工区の実施主体ではないという事情を踏まえると、本件関連開示文書以外に本件開示請求 1 及び 2 に関連する第 2 工区に関する文書を保有していないという実施機関の説明に特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

したがって、本件請求文書 1、6、7 及び 8 について、実施機関が不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

## 2 本件請求文書 2、3、4、5 及び 9 の不開示（不存在）決定の適否

これらの請求文書は、いずれも「はく奪しても構わない法的根拠」や「不適法でも構わない根拠」等のもとも存在するとは考えにくいものである。また、この点に関する異議申立人の主張は、これらの請求文書の存在をうかがわせるような具体的な主張ではなく、実施機関がこのような文書は保有していないと説明していることも、これに反する特段の事情も認められず、首肯できると考えられるものである。

したがって、本件請求文書 2、3、4、5 及び 9 について、実施機関が不存在による不開示決定をしたことは、妥当である。

## 3 本件請求文書 10 の不開示（不存在）決定の適否

請求文書の対象をできる限り広く捉えるという考え方に沿って、本件関連開示文書を実際に見分したところでは、このうちの「平成 22 年 12 月 8 日開催の春日池上線事業説明会時における説明資料」（以下「平成 22 年説明会資料」という。）は、道路の拡幅も含めた（B）地点での工事の案を検討したものであるとして、本件請求文書 10 に該当する可能性があるとも考えられるものであった。

しかし、実施機関は、平成 22 年説明会資料は同地点での右折が困難なことを説明するために作成した資料であり、同地点の工事に関しては、元々、近くに交差点や踏切があることが同地点での右折が困難な理由であるため、拡幅工事を熊本市と協働で実施しない根拠の分かる資料ではなく、本件請求文書 10 には該当しないとしており、この説明には合理性を認めることができる。

したがって、本件請求文書 10 について、実施機関が平成 22 年説明会

資料を対象文書として特定せず、不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

なお、平成22年説明会資料は、本件関連開示文書として既に本人に開示されているものであり、本件異議申立てが平成22年説明会資料の開示の後に提起されたものであることからすれば、平成22年説明会資料を改めて開示したとしても、請求の趣旨にかなうものではないと考えられる。

#### 4 の答申について

異議申立人は、意見陳述において、本件請求文書1に関連する内容の  
に対する開示請求についての 情報公開・個人情報保護審  
議会答申（平成 年 月 日付け情個審答申第 号）で特定された  
行政文書について言及し、当該文書が開示されれば、当然、県も関与し  
ていた、文書不存在ではないということになるはずと主張している。

そこで、実施機関に提出を求めて当該文書を実際に見分し、内容を確認したところ、本件請求文書1に該当するものとは認められなかった。

なお、 に対する請求内容と実施機関である熊本県知事に対するそれを比較すると、前者は「関係機関との調整」とされているのに対し、後者は「熊本県、熊本市、交通管理者及びバス事業者間での協議調整」とバス事業者を含む協議である旨が明記されており、請求内容にも差異のあるものであった。

#### 5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	石井	麻衣子
委	員	大脇	成昭
委	員	田中	扶慈子

## 審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年 5月13日	・ 諮問（第149号）
平成23年 7月20日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成23年 8月 9日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成24年 1月11日	・ 審議
平成24年 2月 1日	・ 審議
平成24年 3月 2日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、審議
平成24年 4月18日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成24年 5月23日	・ 審議
平成24年 6月13日	・ 審議
平成24年 7月 4日	・ 審議